平成２３年（フ）第１４０７号
横浜市南区六ツ川１丁目624番地１　ダイアパレス横浜南ヒルサイド701号
債務者　倉科　康久
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植田　　薫
4　破産債権の届出期間　平成23年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月12日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５０号
神奈川県鎌倉市大船1812番地１
債務者　坂元　千春
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　平成23年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月12日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８号
静岡県富士市大淵3913番地の77
債務者　宮崎　　隆
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小長谷　保
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２７５号
岐阜県山県市高富410番地２
債務者　鷲見プラスチック工業こと　鷲見　信男
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　隆吉
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月16日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６７１号
神戸市長田区御屋敷通１丁目４番10―506号
債務者　山中　照雄
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７号
兵庫県宍粟市山崎町横須66番地３
債務者　内海　真純
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１０６号
鳥取県鳥取市富安331番地　グランディール鳥取408号、旧住所鳥取県鳥取市吉成715番地１　サーパス美保公園706号
債務者　山本　節二
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　文雄
4　破産債権の届出期間　平成23年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月９日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４３６号
横浜市栄区小山台１丁目21番25―202号
債務者　谷村　雄大
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５１号
埼玉県所沢市北有楽町１番２―402号　所沢メゾンドパルク、前住所埼玉県所沢市御幸町３番12―502号　エクセシオール所沢
債務者　改田　淳子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１号
秋田県湯沢市下院内字地蔵堂前13番地１
債務者　阿部　和義
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第４６８号
神戸市長田区蓮宮通１丁目１番地
債務者　北田　正弘
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６９３号
神戸市灘区城の下通３丁目１番25号
債務者　丸岡　直也
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４８号
神戸市垂水区小束山７丁目１番地の７
債務者　福田　爽子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高島　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６号
広島県東広島市高屋町桧山222番地２
債務者　橋口とも子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２８号
広島県東広島市高屋町桧山222番地２
債務者　橋口　　隆
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部